

感染症発生動向調査事業に基づく病原体検索および分析に検体を提供された方へ

当所では、感染症発生動向調査事業に基づき、病原体の検索および分析を行っています。提供された検体の検査結果から得られた病原体情報は、感染症法の届出基準に基づき報告され、報告数は国立感染症研究所感染症情報センターのインターネットホームページに公開され、広くご覧いただけます。

大阪府内（堺市および一部の中核市を除く）の医療機関で、感染症法に規定された、1類から5類に分類される疾患の疑いがあると診断された方の検体は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に送られ、各疾患関連の検査が実施されています。

本事業でご提供いただきました検体やそれに付随の情報につきましては、検査終了後、研究目的で利用させていただくことがあります。これらの研究は当所倫理審査委員会の承認を受けており、ご提供いただきました情報は加工を行い、ご提供者の氏名や住所などが特定できないよう安全管理措置を講じたうえで取り扱っています。

研究題目	エンテロウイルス遺伝子検出法に関する研究(2401-01)
1. 研究対象者	2000年(平成12年)以降に医療機関でエンテロウイルス感染による疾患が疑われ、感染症法に基づく感染症発生動向調査事業または調査研究を目的に大阪健康安全基盤研究所に検体が搬入され、エンテロウイルスまたはライノウイルスが検出された患者を研究対象者とします。
2. 研究概要	エンテロウイルスには100種類を超える遺伝子型が存在するため、遺伝子型により遺伝子検査の検出感度が異なります。また、臨床検体中には夾雑物が含まれていることから、分離株と臨床検体の検出感度が必ずしも一致しないことが知られています。全国の衛生研究所では、病原体検出マニュアルに基づいて検査を実施していますが、検査に用いる試薬や機器類はそれぞれの研究所の事情に合わせて異なるため、使用している試薬や機器類を公表した検査結果の情報は非常に有用です。本研究では、複数の遺伝子型のエンテロウイルスについて、臨床検体由来のRNAを用い、5か所の衛生研究所で原法および変法を実施し、その情報を公開します。
3. 研究期間	令和6年1月22日～令和7年3月31日
4. 利用又は提供を開始する予定日	令和6年1月22日
5. 研究に用いる試料・情報の種類	試料：種類：咽頭ぬぐい液（うがい液、鼻腔ぬぐい液含む）、便、髄液から抽出したRNA 情報：なし
6. 外部への試料・情報の提供	共同研究機関へは咽頭ぬぐい液（うがい液、鼻腔ぬぐい液含む）、便、髄液から抽出したRNAを提供し、情報は提供しません。
7. 研究責任者	ウイルス課 主任研究員 中田恵子
8. 共同研究機関	堺市衛生研究所 ウイルス検査担当：三好 龍也 兵庫県立健康科学研究所 感染症部：荻 美貴 神戸市健康科学研究所 感染症部：谷本 佳彦 奈良県保健研究センター ウイルス・疫学情報担当：松浦 侑輝

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、支障がない範囲内で、倫理審査申請書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、検体・情報が当該研究に用いられることについて研究対象者の方もしくはその代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者の方に不利益が生じることはありません。ただし、中止を希望されたとき、すでに研

究結果が公表されていた場合は、結果を破棄することができない場合がありますのでご了承ください。

「お問い合わせ先」
大阪健康安全基盤研究所
ウイルス課
電話番号：06-6972-1402